

LPガスタンクローリの一斉点検結果と法律上の見分け方

1. LPガスタンクローリ一斉点検結果を下表に示します。

④（工業・民生兼用バルクローリ）受検率が 66%と依然として低い。

年度	2019年度			2020年度		
	登録台数 (2019年登録)	点検台数	受検率	登録台数 (2020年登録)	点検台数	受検率
①タンクローリ (含トレーラ)	2,410	2,288	95%	2,377	2,143	90%
②移動式製造設備 (工業用専用バルクローリ)	503	454	<u>90%</u>	488	490	<u>100%</u>
③充填設備 (民生用専用バルクローリ)	583	435	75%	573	447	78%
④ ②.かつ③ (工業・民生用兼用 バルクローリ)	1,489	981	<u>66%</u>	1,525	1004	<u>66%</u>
①～④の合計	4,985	4,158	83%	4,965	4,084	82%

2. LPガスタンクローリの種類の区分（①～④）が正しく理解されるよう「LPガスタンクローリの法律上の種類」を参考に受検するようお願いします。

LPガスタンクローリの法律上の種類			
①タンクローリ (トレーラ含む)	② 移動式製造設備 = 工業用専用 バルクローリ (いわゆる 従来型バルクローリ)	③ 充填設備 = 民生用専用 バルクローリ (いわゆる 新型バルクローリ)	④ 移動式製造 ・ 充填設備 (工業・民生用 兼用バルクローリ)
<p><タンクローリ></p>  <p><トレーラ></p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器則による容器検査必要 ・同じく容器再検査必要(5年毎。製造後20年経過以降、製造年度により2年～1年毎) 	<p>ポンプ・コンプレッサ等製造設備を搭載</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器は1.と同様の検査必要 ・加えて、高圧法の製造許可が必要 ・同じく定期自主検査、保安検査が必要(それぞれ毎年) 	<p>ポンプ等の充填設備を搭載</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・容器は1.と同様の検査必要 ・加えて、LP法上の充填設備の許可が必要 ・同じく保安検査が必要(毎年) 	<p>・従来型バルクローリを民生用に使う兼用</p> <p>・高圧法及びLP法両方の規制(一部技術基準を緩和)</p>  <p>・新型バルクローリを工業用に使う兼用</p> <p>・高圧法及びLP法両方の規制(一部技術基準を緩和)</p> 